

2023年6月11日(日) 公開シンポジウム「大学・職場・  
議会のハラスメントを根絶するー国際比較をふまえて」

# フランスにおけるハラスメント 対応～セクハラが犯罪である国

1

日本学術会議連携会員

大阪大学副学長・法学研究科教授

島岡 まな

# I フランスにおけるハラスメント 対応の中心

## —刑法上の犯罪や労働法上の禁止規定—

1992年新刑法典：セクシュアル・ハラスメント（以下、**セクハラ**と略す）罪導入。

2002年：**モラルハラスメント**（以下、**モラハラ**と略す）罪（雇用関係が前提）成立

2012年の憲法評議会による**違憲判断**を経て、セクハラ罪改正

セクハラに**新しい定義**を与え、**加重事由**を追加し、関連する**罰則を強化**

# 1 フランス刑法上の犯罪

(1) セクハラ罪 (222-33条) 2018年改正

①セクハラ<sup>1</sup>の定義：

- ▶ ある人に対し、性的な暗示を含む言動を繰り返す行為 (ただし、繰り返さない場合も含む)
- ▶ その人を傷つけ又は侮辱し、その人の尊厳を侵害する行為
- ▶ 威圧的、敵対的または侮辱的な状況を作り出す行為

②刑罰：2年以下の拘禁及び (又は) 3万ユーロ以下の罰金 ←2012年に違憲判決が出た後、定義しなおされ、刑罰も2倍に厳罰化された。

③加重事由：3年以下の拘禁及び（又は）4万5千ユーロ以下の罰金となる8類型

1° 職務権限の濫用

2° 被害者が15歳未満の未成年者

3° 被害者が、年齢、病気、虚弱、身体的もしくは精神的障がいまたは妊娠による脆弱性をもつ場合

4° 被害者が、経済的または社会的に不安定な状況に起因する脆弱性または依存性をもつ場合（性的マイノリティを含む）。

5° 複数加害者

6° インターネット等の使用

7° 未成年者の目撃

8° 加害者が、尊属または事実上の権限を持つ者

## (2) モラハラ罪 (222-33-2条)

- ①モラハラの定義：他人の権利と尊厳を侵害し、その心身の健康を変化させ、またはその職業上の将来を危うくするような労働条件を悪化させる目的または効果を持つ言動を繰り返すことによる嫌がらせ（ただし、繰り返さない場合も含む）
- ②刑罰：2年以下の拘禁及び（又は）3万ユーロ以下の罰金
- ②加重事由：8日以上労働能力欠如を引き起こした場合、または未成年者への援助中に行われた場合＝5年以下の拘禁及び（又は）7万5千ユーロ以下の罰金

### (3) 配偶者に対するモラハラ罪 (222-33-2-1条) → 2014年に追加

- ①行為：配偶者、民事連帯協約 (PACS) を結んでいるパートナーまたは同居人の生活環境を悪化させる目的または効果を持つ言動を繰り返す嫌がらせの結果、身体的または精神的健康に変化が生じさせ、8日以下の労働能力欠如を引き起こした場合、または労働能力欠如に至らなかった場合
- ②刑罰：3年以下の拘禁および (又は) 4万5千ユーロ以下の罰金

(4) その他のモラハラ罪（222-33-2-2条、2022年改正）

①行為：その他、身体的または精神的健康の変化をもたらす生活環境の悪化を目的または効果とする言動を繰り返すことによる嫌がらせにより、8日以下の労働障害が生じた場合、または労働障害を生じさせなかった場合

②刑罰：1年以下の拘禁および（又は）1万5千ユーロ以下の罰金



## (5) スクール・モラハラ罪（222-33-2-3条、2022年改正）

①定義：同一の教育施設内で学習し又は職業上の活動を行う者によって児童生徒に対して行われるモラハラ

②刑罰：3年以下の拘禁及び（又は）4万5千ユーロ以下の罰金

③加重事由：

- 8日以上の総労働能力欠如→5年以下の拘禁及び（又は）7万5千ユーロ以下の罰金
- 被害者の自殺または自殺未遂→10年以下の拘禁及び（又は）15万ユーロ以下の罰金



## 2 その他の法律による規制

(1) 労働法典：L1153-1条～L1153-6条

\* 職場におけるセクハラと従業員の保護

- ➡ L1153-1条（2021年改正）
- ➡ セクハラの禁止： 下品で屈辱的な性質のために尊厳を損なう、あるいは威圧的、敵対的、あるいは攻撃的な状況を作り出す、性的あるいは性差別的な意味合いを持つ繰り返された言動の禁止

## L1153-2条（2022年改正）

第1153条第1項に規定するセクハラ行為を受け、又は受けることを拒否した者、又は善意でセクハラ行為について証言し若しくは当該行為を通報した者は、第1121条第2項に掲げる不利益措置を決して受けることはない

＊第1121条第2項に掲げる措置：採用手続きからの排除、企業でのインターンシップや研修期間へのアクセスからの排除、報酬、利益分配措置または株式の分配、研修、再分類、配置、資格、分類、職業上の昇進、労働時間、企業の業績評価などに関する制裁、解雇、直接的または間接的差別的措置等

- ▶ L1153-5条（2018年改正）
- ▶ セクハラ防止、終止符、処罰のために必要なあらゆる措置を講じる使用者の義務

- ▶ L1153-5-1条（2018年改正）

従業員250人以上の会社の、セクハラやジェンダーに起因する暴力との闘いを指導、通知、支援する窓口設置の義務

- ▶ L1153-6条（2012年改正）
- ▶ セクハラを行った従業員の懲戒処分

## （2） 公務員法：L133-1条～L133-3条

公務員の保護

- ▶ 公務員法：L135-6条
- ▶ 労働者を公務員に言い換えた同様の規定あり

### 3 セクハラ罪処罰の現状

- ▶ フランス：年間1000～1200件のセクハラ被害の告訴あり←9割以上が不起訴
- ▶ 有罪件数は、年間50～60件程度
- ▶ 理由：①被害者自身が責められる危険  
②立証の困難さ

#### セクハラ罪の有罪件数

年	件数
2008	43
2009	48
2010	40
2011	32
2012	18
2013	19
2014	47
2015	68
2016	89

## Ⅱ 実際のセクハラ対策

### 1 議会

- ▶ 元老院：2017年「心理的・性的嫌がらせの被害者の予防、受け入れ、支援計画」採択
- ▶ 2018年、議員対象の「議員とそのスタッフの間の仕事上関係の手引き」、職員対象の「職場でのハラスメントとセクハラ」配布
- ▶ 2018年、ハラスメント受付・聴取ユニット（大統領府事務総長付の上院管理官・議員スタッフ代表から成る管理部門と産業医・心理学専門スタッフからなる医療・心理部門）設置

- ▶ **国民議会**：2013年、モラハラやセクハラのケースに対処する倫理担当者を指名
- ▶ **2019年**、医師、心理学者、ハラスメント専門家からなる対応ユニット設置
- ▶ 元老院の方が、国民議会より対策が進んでいる。
- ▶ 共通課題：対象人数に比べて専門ユニットのスタッフ不足、非効率な手続き、（選挙で選ばれたという自負のある）議員の意識の低さ等
- ▶ 行政機関の「セクハラ」HP：[Harcèlement sexuel | Service-public.fr](http://Harcèlementsexuel|Service-public.fr)



2019年、ジャン・ジョレス財団と欧州議会による欧州議会、元老院（上院）、国民議会（下院）におけるセクハラ対策の現状調査の結果行われた7つの提案

- 1 議会の議事規則へのセクシャルハラスメント規定導入
- 2 独立した複数のアドホック組織の設置
- 3 被害者支援アドバイザーの導入
- 4 医療機関とのコンタクト提供
- 5 医療関係者、法律関係者、専門家団体の代表者を含む調査委員会の設置
- 6 議員、職員、公務員への啓発強化
- 7 セクシャルハラスメントに関する数値の透明性（公表）確保



## 2 職場

- ▶ 内務省のウェブサイト：2017年に100万人の女性が職場や公共の場で少なくとも一度はセクハラを経験
- ▶ 国際労働機関（ILO）：2017年から2019年にかけて450万人のフランス人従業員を対象に調査を実施
  - ▶ →女性の52%、男性の27%が職場でセクハラ被害あり
- ▶ 被害女性のうち、苦情を申し立てた女性はわずか4%、男性は1%
- ▶ ハラスメント加害者の40%は同僚、18%が直属の上司、22%が雇用者
- ▶ セクハラ罪はあるものの、レイプ犯や性的虐待者と同様、有罪になる人はごくわずか

- ▶ 過去10年間、法人や企業に対する訴訟の方が、ハラスメントを行った本人に対する訴訟よりもはるかに多い
- ▶ 雇用主を訴える場合、労働審判が行われるため、必ず裁判が行われる
- ▶ ハラスメントを行った者に対して法的措置を取る場合は刑事手続きになり、不起訴になることもある
- ▶ その結果、セクハラで有罪になるケースは少ない
- ▶ 最終的には、最もリスクを負っているのは企業
- ▶ 労働・完全雇用・統合（厚生労働）省のHP：

[Le harcèlement sexuel - Ministère du Travail, du Plein emploi et de l'Insertion \(travail-emploi.gouv.fr\)](http://travail-emploi.gouv.fr)

### 3 大学

- ▶ 2017年、マクロン大統領が「女男平等」を5年間の任期の「偉大な国家的大義」と宣言し、「性的・ジェンダーに基づく暴力」と戦うための政府措置を決定。
- ▶ 2018年、「女性の権利とジェンダー平等のための省庁間委員会」において、ヴィダル高等教育・研究・イノベーション担当大臣が4つの重点施策を発表：
  - 1 各大学にセクハラ対処窓口設置
  - 2 2020年までに理系の女子学生を40%にする目標
  - 3 高等教育における「性差別および性的暴力に関する啓発キャンペーン」開始
  - 4 2020年までにCROUS（地方学生・生徒生活センター）の全スタッフを対象としたジェンダー平等に関する研修及び啓発の実施
- ▶ 政府の「高等教育における性差別的暴力の禁止」HP：  
[Stop aux violences sexistes et sexuelles dans l'enseignement supérieur | enseignementsup-recherche.gouv.fr](http://enseignementsup-recherche.gouv.fr/stop-aux-violences-sexistes-et-sexuelles-dans-l-enseignement-sup-rieur)

## 4 軍隊

- ▶ 2014年、ジャンニイヴ・ル・ドリアン国防大臣が軍隊内にTHEMISというユニットを設置
- ▶ 2014年「真の女男平等法」に基づき、モラハラとセクハラに関する規定を防衛法典に挿入
- ▶ セクハラ、差別、暴力との闘いに関する4つの分野を中心に、組織、使命、運営手順を決定：
  - ①被害者支援
  - ②予防
  - ③省庁運営の透明性
  - ④加害者処罰
- ▶ 2021年、フロランス・パーリー国防大臣（女性、2017～2022年）：国防省内の暴力、差別、モラハラ、セクハラの報告を収集・処理する手順を決定し、テミスの権限を拡大
- ▶ 国防省のHP:[Thémis - Lutte contre le harcèlement sexuel, les violences sexuelles et sexistes et les discriminations de toute sorte | Ministère des Armées \(defense.gouv.fr\)](https://defense.gouv.fr/themis)

## Ⅲ 日本への示唆

- ▶ フランス：問題を直視し、国会議員（とそのスタッフ）が迅速に調査・分析し、社会で議論を尽くした後、立法するサイクルができあがっている。
- ▶ 厳格な法規制があるからこそ、それに基づく対策もしっかり行うことができる。
- ▶ 1992年～セクハラ罪：一定の抑止効果あり
- ▶ 日本：問題から目を背け、国会がきちんと問題を調査・分析して報告書を作成する文化がない。
- ▶ そのため、必要な法規制が存在せず、立法にも時間がかかる（欧米から数十年遅れることもある）。
- ▶ セクハラ対策設置の義務化だけでは不十分（順序が逆）であり、それが機能するためにも、正面からセクハラを禁止し、罰則を設けるべき。